

令和2年第5回占冠村議会臨時会会議録（第1号）
令和2年11月27日（金曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期決定について
		◎諸般報告
		議長諸般報告
		◎村長行政報告
日程第 3	議案第 1号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 4	議案第 2号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 3号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 4号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 5号	令和2年度占冠村一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（6人）

副議長	1番	大谷元江君	2番	藤岡幸次君
	3番	五十嵐正雄君	5番	下川園子君
	6番	小林潤君	7番	児玉眞澄君

○欠席議員（1人）

議長	8番	相川繁治君
----	----	-------

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	農林課長	平岡卓
林業振興室長	根本治	建設課長	小林昌弘
住民課長	小尾雅彦	福祉子育て支援課長	木村恭美
トマム支所長	平川満彦	総務担当主幹	阿部貴裕
財務担当主幹	鈴木智宏	職員厚生担当主幹	森田梅代

社会福祉担当主幹 野原大樹
(教育委員会)

教 育 長 藤 本 武 教 育 次 長 合 田 幸

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

◎開会宣言

○副議長（大谷元江君） 改めまして皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回占冠村議会臨時会を開会いたします。

開議に先立ちまして報告いたします。本日、相川議長が入院加療のため欠席しておりますので地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、大谷が議長の職務を行います。よろしくをお願いいたします。

◎開議宣告

○副議長（大谷元江君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○副議長（大谷元江君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（大谷元江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、副議長において、5番、下川園子君、6番、小林潤君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○副議長（大谷元江君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎議長諸般報告

○副議長（大谷元江君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期臨時会に付議された案件は議案第1号から議案第5号までの5件です。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。令和2年第4回定例会以降の議員の動向は、9月16日広報特別委員会①から記載のとおりです。

審議資料の6ページから7ページは令和2年8月分の例月出納検査の結果です。審議資料の8ページから9ページは令和2年9月分の例月出納検査結果です。以上です。

○副議長（大谷元江君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○副議長（大谷元江君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可いたします。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。審議資料3ページになります。1、報告事項。（1）住民懇談会について。10月29日から11月11日の間において、村内6会場で住民懇談会を開催し、合計33名の皆様にご参加いただきました。今年は新型コロナウイルス感染症の影響から、会場入口での体温測定や手指の消毒、

参加者相互の距離の確保など感染防止に留意した上で開催となりました。大変、ご多忙の中、感染防止対策にもご協力をいただきながら懇談会に参加された皆様に対し、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

今年の懇談会におきましても皆様からさまざまなご意見、ご要望を頂戴いたしました。その中には住民の皆様と膝を交えながらの対話でなければ得ることのできない地域特有の課題や、普段なかなか気付くことのできない改善点などが含まれておりました。村民の皆様からいただいたこれらの貴重なご意見等を今後の村政に活かしてまいりたいと考えております。今回、いただいた地域課題や各種の要望事項につきましては、すぐに対応できるものについては速やかに改善し、予算措置が必要なものについては新年度予算に計上するなど、より良い村づくりのための施策につなげてまいります。

多くの議員の皆様にも住民懇談会にご参加いただきました。今後とも村政推進につきましてご支援とご協力を賜りますよう謹んでお願いを申し上げます。

次に、2、主な用務でございますが、9月16日、令和2年第4回占冠村議会定例会以降の行動については、5ページまで記載のとおりでございます。

3、入札につきましては記載のとおり、3件を執行しております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○副議長（大谷元江君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号

○副議長（大谷元江君） 日程第3、議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制

定することについての件から日程第6、議案第4号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

議案第1号から議案第4号について、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお願いいたします。議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は新型コロナウイルスの影響によりまして民間企業の期末手当支給割合が下がっている状況に合わせて国家公務員の今年度の期末手当を0.05月引き下げるよう、人事院による勧告があったことから、本村においてもこれに準拠し、議員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

第1条におきまして、令和2年度12月期分の期末手当を0.05月引き下げ、第2条におきまして令和3年度分の期末手当を、6月・12月期それぞれ0.025月引き下げるものでございます。施行期日は令和2年度分については公布の日から施行し、令和3年度分については令和3年4月1日から施行することとしております。

続きまして議案書3ページをお願いいたします。議案第2号、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件につきましても、国家公務員の今年度の期末手当を引き下げるよう人事院から勧告があったことから、本村においてもこれに準拠し、特別職の期末手当支給割合を改正するものでございます。

第1条におきまして、令和2年度12月期分の期末手当を0.05月引き下げ、第2条において令和3年度分の期末手当を6月・12月期それぞれ0.025月引き下げるものでございます。施行期日は令和2年度分については公布の日から施行し、令和3年度分については令和3年4月1日から施行するものとしてございます。

続きまして議案書5ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件につきましても国家公務員の今年度の期末手当を引き下げるよう人事院による勧告があったことから、本村においてもこれに準拠し、職員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

第1条におきまして令和2年度12月期分の期末手当を0.05月引き下げ、第2条において令和3年度分の期末手当を6月・12月期それぞれ0.025月引き下げるものでございます。施行期日は令和2年度分については公布の日から施行し、令和3年度分については令和3年4月1日から施行することとしてございます。

続きまして議案書7ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件につきましては、会計年度任用職員の期末手当は占冠村給与に関する条例第18条第2項の規定を準用しておりますが、令和2年度に限りこれを適用しない特例措置を設けようとするものでございます。施行期日は公布の日から施行することとしております。以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（大谷元江君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第3、議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第4号、占冠村会計年度任

用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第5号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第5号の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) 議案書9ページをお開きください。議案第5号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第5号についてご説明を申し上げます。令和2年度占冠村一般会計補正予算、第5号は、歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ28億4630万円とするものでございます。以下、事項別明細書において歳入からご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。19款、1項、

繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金130万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。15ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は新生児特別定額給付金100万円の増額。福祉灯油30万円の増額でございます。

戻りまして10ページ、11ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副議長（大谷元江君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第5号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

○副議長（大谷元江君） お諮りします。

以上をもって本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○副議長（大谷元江君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第5回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時23分

◎閉会の議決

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 12 月 3 日

占冠村議会副議長 大 谷 元 江

(署名議員)

占冠村議会議員 下 川 園 子

占冠村議会議員 小 林 潤